

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和5年5月19日
国立大学法人金沢大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1 建築物の設計、④-2 建築物の維持管理、④-3 建築物の改修、⑤産業廃棄物の処理に係る契約については、以下のとおり。

- 電気の供給では、高圧・特別高圧において環境配慮契約（裾切り方式）による契約を行った。
- 建築物の維持管理に関する契約では、業務管理者にエネルギー管理士の有資格者を配置した。
- 産業廃棄物の処理に係る契約では、感染性医療廃棄物収集運搬処理業務において環境配慮契約（裾切り方式）による契約を行った。

なお、その他については、該当する案件が無かった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう学内に周知を図った。